



平成19年2月1日

各 位

会 社 名 サッポロホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 村上隆男
コ ー ド 番 号 2501
上 場 取 引 所 東証・札証
問 合 せ 先 取締役 経営戦略部長 持田佳行
TEL 03 (5423) 7407

当社定時株主総会における株主提案について

当社は、スティーラー・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド（オフショア）・エル・ピーより、2007年1月30日付の株主提案権行使書を受領しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 提案株主

スティーラー・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド（オフショア）・エル・ピー

2. 提案された議案の要領

議題1 「当社株券等への大規模買付行為への対応方針」の廃止の件

議案の要領

平成18年2月17日に開催された貴社取締役会により承認され、同年4月28日に開催された貴社取締役会により継続が決定された「当社株券等への大規模買付行為への対応方針」を廃止する。

議題2 定款変更の件

議案の要領

第16条（議決権の代理行使）の次に下記の1条を加え、第17条（定員）以下を1条ずつ繰り下げるものとする。

（当会社株式の大規模買付行為に関する対応策の決議）

第17条 当会社株式の大規模買付行為に関する対応策については、株主総会の決議により決定する。前項における当会社株式の大規模買付行為に関する対応策とは、当会社の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれのある者による当会社の株式その他の有価証券の取得に対して、事前に導入する、新株若しくは新株予約権などの発行、またはその他の手段に関連する対応策をいう。

第1項に規定する決議により定められた当会社株式の大規模買付行為に関する対応策は、株主総会の決議により定められた後1年以内の最終の事業年度に関する株主総会において、その継続について承認を得なければならないものとし、その後も同様とする。かかる承認が得られなかった場合、取締役会は、当該対応策を解消するための措置を速やかに講じなければならない。

前各項に定める決議は、会社法309条第1項に規定する決議をもって行う。

なお、本提案に関する当社取締役会の考えにつきましては、提案内容を詳細に分析し慎重に検討した上で、所定の手続きを経て株主の皆様にご案内させていただき予定しております。

以 上